

神奈川県公報



県の花：山ゆり

令和元年7月2日(火曜日)

号外第15号

毎週火曜日及び金曜日発行

目次	ページ
○監査委員公表	
監査の結果について(2件)	1

監査委員公表

神奈川県監査委員公表第1号

監査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第1項の規定に基づき、請求人から提出された住民監査請求について、同条第4項の規定に基づき監査した結果を次のとおり請求人に通知したので、これを公表する。

令和元年7月2日

神奈川県監査委員	村	上	英	嗣
同	太	田	眞	晴
同	吉	川	知	恵子
同	桐	生	秀	昭
同	松	崎		淳

監第1039号

平成31年4月18日

(請求人)

(略)様

神奈川県監査委員	村	上	英	嗣
同	太	田	眞	晴
同	吉	川	知	恵子
同	国	吉	一	夫
同	高	橋		稔

住民監査請求に基づく監査の結果について(通知)

平成31年2月18日に受理した同月17日付け住民監査請求(以下「本件監査請求」という。)について、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条第4項の規定に基づき、監査を行ったので、その結果を次のとおり通知する。

第1 請求に対する判断

請求を棄却する。

第2 請求の内容

1 請求人から平成31年2月17日付けで提出された請求書の内容

(内容は原文「請求」及び「原因」のまま。ただし、項目番号の一部付け替え等を行った。)

(1) 請求

監査委員が、神奈川県知事に対して、黒岩祐治氏に1億842万5,302円請求するよう、勧告することを求める。

(2) 原因

ア 県は公益財団法人地球環境戦略研究機関(以下、本件研究機関)に対して、平成30年度、(ア)施設管理費(管理業務費と光熱水費の合計。以下、光熱水費等。)として86,455,000円を、(イ)本件研究機関が独占使用している建物と土地20,974平米について、賃料等2億1,323万2,024円を、実質的に補助金として、交付した(交付する予定である。)

イ ところが、本件研究機関誘致計画では、光熱水費等についての言及は、ない。また、県と本件研究機関の間でも、県と国との間でも、光熱水費等の補助に関する協定はない。したがって、光熱水費等8,645万5,000円の支出は、根拠がない、不当な支出である。

ウ 誘致計画では、建物と土地について、県は協力を惜しまないと言っている。具体的には、1万平米の床面積の建物の提供を意味している。そして現在、本件研究機関は、4,404平米の敷地に建つ7,408平米の延床面積を持つ建物を、使用している。そうであれば、1万平米の土地があれば、建物は非常にゆったりとした感じで、それで十分である。すなわち、2万974平米もの土地の無償貸与は異常で、1万974平米分は不当な貸与である。

そこで、上記不当部分について考えるのであるが、私には、賃料や固定資産税がいくらくらいになるのか、全く見当がつかない。これらの額は、監査委員に出してもらい、一応、ここでは、補助額の1割として話を進めると、17,997,272円が賃料、計画修繕費が1,723,600円、損害保険料が719,000円、固定資産税が1,530,430円となり、計21,970,302円が不当な援助額となる。

エ まとめると、光熱水費等86,455,000円と土地に関する21,970,302の合計108,425,302円が、不当で違法な支出となる。

オ 黒岩氏の責任について、一言する。仮に、黒岩知事が、本件補助金の支出に関与していないとしても、同氏には、職員に対する指揮監督責任があり、過失によって、その責任を怠った場合には、違法支出を黒岩知事がしたことになり、県に対して損害賠償責任を負う(最高裁判所平成22年9月10日第2小法廷判決、判例時報、2096号3ページ)。

この公報は再生紙を使用しています

購読料
一箇月二、九三〇円 一箇年三五、一六〇円
(消費税・地方消費税・送料込み)
本号一部九八四円(消費税及び地方消費税込み)

発行

横浜市中央区日本大通一
神奈川県政策局政策部政策法務課
電話横浜(〇四五)二一〇一一一

印刷

横浜市鶴見区矢向三一五一二七
野崎印刷紙器株式会社
電話横浜(〇四五)五七一三五〇八

そこで、考えると、県は平成27年3月31日で、職員を本件研究機関に派遣するのを止め、本件研究機関に対して支出してきた事業補助費（同機関の総事業費の1割）を、平成24年度から徐々に引き下げ、平成26年度で廃止した。こうした決定は、県と本件研究機関との間で、どのような取り決めがあったかを、県が確認した上でのことであると考えられる。そうであれば、今問題としている2件の補助金についても、どのような合意があるのか、県が認識する機会に成り得たはずである。よって、黒岩知事には、従前通り補助を継続したことに、過失がある。

2 請求人

住所（略）

氏名（略）

3 請求人から提出された事実を証明する書面

別紙1 平成31年1月9日付け毎日新聞（朝刊）19面
（※見出し「支援経費資料残されず」）

別紙2 平成31年1月9日付け神奈川新聞（朝刊）
（※見出し「IGES支援の説明を」）

別紙3 平成30年度包括外部監査の結果報告書
表紙及びP34～P38

別紙4 地球環境戦略研究機関誘致計画（平成8年9月神奈川県）

表紙、P7～P9及び裏表紙

別紙5 平成14年7月1日付け「地球環境戦略研究機関の研究施設等賃貸借・維持管理及び譲渡に関する契約」の契約書（一部）

別紙6 平成30年5月10日付け神奈川県知事宛て「平成30年度「地球環境戦略研究機関の研究施設等」に係る賃料等について（通知）」

別紙7 平成31年1月28日付け神奈川県知事宛て「行政文書公開請求書」

別紙8 平成31年2月7日付け請求人宛て「行政文書公開拒否決定通知書」

第3 請求の受理

本件監査請求は、法第242条第1項及び第2項に規定する要件を具備しているものと認め、実際に受け付けた平成31年2月18日付けをもって受理した。

第4 監査の実施

1 請求人からの証拠の提出及び陳述

(1) 証拠の提出

請求人から、平成31年3月11日に以下の証拠の提出があった。

別紙9 補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号）

別紙10 平成11年3月19日付け「地球環境戦略研究機関の研究施設等整備に伴う土地取得に係る協定書」

別紙11 平成29年4月24日付け「地球環境戦略研究機関の研究施設等賃貸借・維持管理及び譲渡に関する契約」に係る変更契約書

別紙12 平成16年版逗子市葉山町明細地図

表紙、P171及び奥付

別紙13 平成30年3月22日付け神奈川県知事宛て「平成30年度公益財団法人地球環境戦略研究機関補助金の交付申請について」

平成30年度公益財団法人地球環境戦略研究機関補助金交付申請書及び添付資料（補助金の交付時期及び金額、平成30年度補助対象経費の配分及び経費の使用法）

別紙14 平成30年4月2日付け公益財団法人地球環境戦略研究機関理事長宛て「平成30年度公益財団法人地球環境戦略研究機関補助金交付決定通知書」

別紙15 平成30年6月20日付け神奈川県知事宛て「平成30年度公益財団法人地球環境戦略研究機関補助金の交付申請について」

平成30年度公益財団法人地球環境戦略研究機関補助金交付申請書及び添付資料（補助金の交付時期及び金額、平成30年度補助対象経費の配分及び経費の使用法）

別紙16 平成30年7月2日付け公益財団法人地球環境戦略研究機関理事長宛て「平成30年度公益財団法人地球環境戦略研究機関補助金交付決定通知書」

(2) 陳述の内容

請求人は、平成31年3月14日9時から、神奈川県庁新庁舎5階第5会議室において、監査委員に対して陳述を行った。陳述のうち、本件監査請求に係る内容は、次のとおりであった（発言のまま記載している。）。

私は神奈川県が本件研究機関に対して支出している二つの補助金について、大きな疑問を感じております。不当な支出、違法な支出であると考えております。

まず一つめの支出ですが、これは光熱費、電気、ガス、水道等の支出、これが1年間に86,000,000円を超えていると新聞報道等でされております。

私が疑問に思いますのは、この支出の根拠は何なのか、これが全く分からない。神奈川県の説明によりますと、神奈川県が本件研究機関を誘致したと、その関係で平成26年以降この責務を果たしているというようなことらしい、というのが毎日新聞等の報道でされております。

しかし、もしそうであるならば、神奈川県の誰が、環境省の誰と、いつどこで話をしたのか、電話で話をしたのか、話をした内容はどういうことであったのか、86,000,000円もの支出を結果として生じさせる話の内容が何ら書面として残っていない。このようなことが、世間でありうるのでしょうか。私は非常に疑問を感じるのであります。

また、仮に県が誘致した関係でこの補助金を出すにしても、なぜ平成26年から始まったのか、この研究機関が出来たのは平成10年3月と理解しております。県が誘致したのは、平成8年以降です。もしその責任を果たすという意味で、光熱費等を負担するというのであれば、なぜ平成10年、11年、12年の段階では、そういう話が出ていなかったのか、考えれば考えるほどこの光熱費等86,000,000円の支出は不

当であり、違法であると私は考えております。

二つめの補助金支出であります。これは本件研究機関が独占使用している土地と建物であります。土地の広さがなんと20,000㎡を超しているというのであります。この研究機関が入っている建物の底の部分の面積は、4,400㎡であります。それがなぜ20,000㎡の土地を必要とするのか。この20,000㎡について少し詳しく見て行きたいと思っております。

別紙10の協定書第2条というところを見てみますと、国際村のAの3区画12,000㎡、同じくA4区画8,700㎡、これを合わせると20,000㎡になるわけです。ぴったりと数字が合うわけです。そこでこの数字をもう少し詳しく見てみるならば、上山口2,100、飛んで8-11というのは、国際村のA4区画8,762㎡に含まれていることが分かります。本件研究機関の建物の住所は正にこの2,100、飛んで8-11であります。そうであるならば、仮に少し余裕を持って、土地を使ってもらにしても、この上山口のA4区画8,762㎡で十分過ぎるのではないのでしょうか。すなわちA3区画12,000㎡は、最初から全く必要のなかった土地である、このように私は考えるのであります。

ところが、今日に至るまで、この12,000㎡をも含む土地全体の固定資産税であるとかその他諸々の費用を本来であれば、本件研究機関が住宅供給公社に支払うべきであろう、それを神奈川県が肩代わりして支出している、払い込んでいるというのであります。私はこの10,000、20,000、12,000㎡、10,000㎡を超える土地の固定資産税等に関わる神奈川県の支出が不当な支出、違法な支出、不必要な支出というふうに考えるのであります。

この2種類の、まあ補助金といいますが、支出を合わせると、まあ100,000,000円を超える額になるのではないかと、いうふうに私は思います。

さて、最後に私は、黒岩知事にこの責任が及ぶのかという点について一言述べたいと思っております。

まず光熱費等については、平成26年から始まっているというのであり、これは黒岩知事が就任されたのが、平成23年4月の23日ですから黒岩知事の時代であります。

そしてこの土地等については、黒岩知事に責任が及ぶのか、私は及ぶと考えます。それは、黒岩知事が就任された次の年、平成24年の5月の8日に、この協定書を伴うですね、土地の無償使用等に関する契約書が一部変更されて締結されております。神奈川県と住宅供給公社と本件研究機関との間での三者間での契約書です、それが一部変更されています。その時に関与した神奈川県の知事は黒岩氏であります。そして、また、その2年のち、平成26年の4月の8日ですか、にも一部修正されており、当然ながら黒岩知事が神奈川県知事としてその契約書に関わっているわけがあります。

そうであるならば、黒岩知事は遅くとも平成24年の5月の8日には、この土地に関する全体の契約書というものを目にして、20,000㎡の土地が本件研究機関に無料で貸されているということを認識しえたはずだと思います。それについて、

これだけの広い土地を貸す必要があるのかというようなことを、職員に対して調べさせるなりして、必要な行動をとることができたはずだと思います。しかし、今日までこの20,000㎡の土地は、継続して、えー、使用されている、という意味において、黒岩知事は職員に対する指揮監督責任を過失によって怠った、このように私は考えるのであります。

その結果、結論として、私はこの二つの補助金の平成30年度の支出について、その合計額が、神奈川県に生じた違法な支出、不当な支出と考え、その額を黒岩知事が神奈川県に損害賠償しなければならない、このように考えるのであります。

2 監査対象事項の特定

請求人は、神奈川県（以下「県」という。）の行為について以下のとおり主張していると認められる。

(1) 公益財団法人地球環境戦略研究機関（以下「IGES」という。）に対して平成30年度に支出した（支出する予定である）施設管理費（管理業務費と光熱水費の合計。以下「光熱水費等」という。）86,455,000円について

IGES誘致計画では光熱水費等についての言及はなく、また県、IGES、国との間で光熱水費等の補助に関する協定はないため、光熱水費等86,455,000円の支出は根拠がない、不当な支出である。

(2) IGESが使用している建物と土地20,974㎡に対する平成30年度の賃料等213,232,024円について

IGES誘致計画では、県は協力を惜しまないと言っており、これは具体的には10,000㎡の床面積の建物の提供を意味している。

IGESは4,404㎡の土地に建つ7,408㎡の延べ床面積を持つ建物を使用しており、現状では10,000㎡の土地があれば充分であることから、20,974㎡から10,000㎡を差し引いた残りの土地10,974㎡の貸与は不当である。したがって、県が神奈川県住宅供給公社（以下「公社」という。）に対して平成30年度に支出した又は支出する予定の賃料、計画修繕費、損害保険料、固定資産税（以下「賃料等」という。）213,232,024円のうち、土地の不当な貸与に係る21,970,302円（賃料等の1割と仮定して算出した額）の支出は不当である。

したがって、IGESに対する平成30年度の光熱水費等の支出が違法又は不当な公金の支出に当たるか否か、また、県が公社に対して支払っている平成30年度の賃料等の支出が違法又は不当な公金の支出に当たるか否かを監査対象事項とした。

3 監査対象箇所への調査

本件監査請求に関し、監査対象箇所として、本件事業等を所管する環境農政局環境部環境計画課（以下「環境計画課」という。）を選定し、平成31年3月14日13時30分から神奈川県新庁舎5階5C会議室において職員調査を実施し、本件における光熱水費等、賃料等の支出状況、請求書の内容に対する見解等について聴取を行った。なお、職員調査後も、必要に応じて、電話等で追加聴取を行った。

環境計画課の主張の要旨は、次のとおりであった。

(1) I G E S の沿革について

- 平成 7 年 1 月 21世紀地球環境懇話会（内閣総理大臣の私的諮問機関）が設置を提言
- 平成 8 年 8 月 県から環境庁（当時）へ要望書提出
 - ※ 全国26自治体からの誘致要望がある中、県は強く誘致を要望
- 10月 県議会も誘致を求める意見書を内閣総理大臣及び環境庁長官に提出
- 平成 9 年 1 月 県内の湘南国際村に立地決定
- 4 月 （財）地球環境戦略研究機関設立準備機構設立
- 平成10年 3 月 （財）地球環境戦略研究機関発足
- 平成24年 4 月 公益財団法人へ移行

(2) I G E S に対する平成30年度における光熱水費等の支出について

ア 光熱水費等の対象経費について

光熱水費等の対象経費については以下のとおりである。

- ・ 専用研究施設管理業務費のうち戦略研究事業及び法人会計分に係る経費（以下「補助対象管理業務費」といい、補助対象管理業務費を対象として補助する補助金を「管理業務費補助金」という。）
- ・ 専用施設光熱水料費のうち戦略研究事業及び法人会計分に係る経費（以下「補助対象光熱水費」といい、補助対象光熱水費を対象として補助する補助金を「光熱水費補助金」という。）

イ 光熱水費等の対象となる建物について

所在地 神奈川県三浦郡葉山町上山口2, 108番11
 建築面積 4, 404. 06㎡
 延べ床面積 7, 408. 11㎡（駐車場部分416. 18㎡を含む。）
 所有者 公社
 使用者 I G E S

ウ 光熱水費等を支出する目的及び経緯並びに平成30年度の支出根拠について

- (ア) 目的 持続可能な開発を地球規模で実現していくために必要な施策的・実践的な研究を行う I G E S に対して、誘致自治体として運営費を補助する。
 - (イ) 経緯 I G E S を誘致する際、環境庁（当時）が提示した誘致の条件（①人的支援、②事業費補助（運営費を含む。）、③研究施設提供）に対して、平成10年度より総事業費の1割（環境庁の提示は2割）を補助していたが、見直しを行い、平成13年度には事業費拡大に伴い負担増となる事業費補助に替え補助対象を明確化するとともに、補助金額を定率化し、運営費（管理業務費及び光熱水費）を10割補助とすることとした。また、平成23年度以降は運営費補助を定額化した。
 - (ウ) 平成30年度の支出根拠 平成30年度県一般会計予算、補助金の交付等に関する規則（以下「補助金交付規則」という。）第4条第1項
- エ 光熱水費等の内訳、積算及び積算根拠

(ア) 内訳 管理業務費及び光熱水費

(イ) 積算及び積算根拠

- 平成24年度予算額の積算
 管理業務費
 71, 853千円（平成23年度予算額）× 1. 008
 =72, 428千円
 光熱水費
 14, 732千円（平成23年度予算額）× $\begin{cases} 1. 025 \text{ (ガス)} \\ 1. 000 \text{ (水道)} \\ 0. 923 \text{ (電気)} \end{cases}$
 =14, 027千円
 計 72, 428千円+14, 027千円=86, 455千円

○ 平成24年度以降 86, 455千円で固定

オ 支払日及び支出額について

I G E S に対して、平成30年度に支出した光熱水費等は、以下のとおりであった。

支払日	支出額（円）
平成30年 4 月 27 日	7, 100, 000
同年 5 月 15 日	7, 100, 000
同年 6 月 15 日	7, 100, 000
同年 7 月 13 日	7, 100, 000
同年 8 月 15 日	7, 100, 000
同年 9 月 14 日	7, 100, 000
同年 10 月 15 日	7, 100, 000
同年 11 月 15 日	7, 100, 000
同年 12 月 14 日	7, 100, 000
平成31年 1 月 15 日	7, 518, 000
同年 2 月 15 日	7, 518, 000
同年 3 月 15 日	7, 519, 000
合 計	86, 455, 000

なお、光熱水費等については、毎月概算払いを行い、その後 I G E S からの事業実績報告書に基づき補助金額の確定を行っているが、平成30年 4 月から同年 6 月分については、同年 8 月 24 日付けで I G E S から「平成30年度公益財団法人地球環境戦略研究機関補助事業実績報告書」の提出を受け、同年 9 月 13 日付けで補助金額の確定を行っており、その金額は21, 300, 000円であった。

(3) 請求人が I G E S に対する実質的補助金と主張する、県が公社に対して支出する建物・土地の平成30年度における賃料等について

ア 賃料等を支払っている土地、建物の状況

建物 所在地 神奈川県三浦郡葉山町上山口2, 108番11
 建築面積 4, 404. 06㎡
 延べ床面積 7, 408. 11㎡（駐車場部分416. 18㎡を含む。）
 所有者 公社
 使用者 I G E S

土地 県有地のため賃料等なし。

イ 公社から土地及び建物を賃借する理由、目的

建物 県が直接、施設整備する場合、施設整備に係る経費を一時に支出する必要があり、公社に整備を依頼し、長期間の賃貸借契約の形で支払う方が財政の平準化を図れるとの理由から、公社から借り受けるものとしたこととなったため。

土地 県有地のため、賃借していない。

ウ I G E S が使用する建物、土地について、賃料等を求めている理由

I G E S を誘致する際、環境庁(当時)が県に提示した誘致の条件(①人的支援、②事業費補助、③研究施設提供)について、②事業費補助は2割、③研究施設提供は有償としていたが、総事業費が増加していくことを想定し、②事業費補助は1割、③研究施設提供は無償とすることで環境庁(当時)と協議の上、「恒久的入居施設の賃借料は、県が負担する」こととし、平成10年度から、当時の入居施設の賃料等を全額負担した。

その後、平成14年7月に現在の研究施設への入居に際して締結された契約でも、上記の方針を引き継ぎ、I G E S が使用する建物及び土地について、無償としている。

エ 賃料等の予算に係る内訳、積算及び積算根拠

賃料等内訳(合計 213,286千円(①+②+③+④))

・ 賃料 179,973千円・・・①

(積算及び積算根拠)

公社の借入額に係る金利の変動に応じて見直しを行うこととなっており、平成29年度の変更契約書では、平成33年度までの賃料等が定められた。

研究施設建築事業費分 151,997,434円/年

(株式会社みずほ銀行借入金利率1.22%を基に算出)

※ 元利償還 15年

公社自己資金分 27,975,290円/年

(長期プライムレート0.95%を基に算出)

※ 元利償還 15年

合計 179,972,724円/年(179,973千円(千円未満切上げ))

・ 計画修繕費 17,236千円・・・②

(積算及び積算根拠)

I G E S の施設の修繕については、県と公社が取り交わした賃貸借契約の長期修繕計画書の規定により、長期修繕対象工事は計画修繕費として県が費用負担して公社に支払い、工事は公社が実施することとなっている。

計画修繕費合計(H14～44) 563,339千円

H30 17,236千円

・ 損害保険料 719千円・・・③

(積算及び積算根拠)

見積書上位2者の平均額を基に算出

(615,930円+821,830円)÷2=718,880円(719

千円(千円未満切上げ))

・ 固定資産税 15,358千円・・・④

(積算及び積算根拠)

前年度に所在町(葉山町)に納入した年税額で見込んでいる。平成29年度年税額 15,357,300円(15,358千円(千円未満切上げ))

合計 213,286千円(①+②+③+④)

オ I G E S が使用する土地(20,974.49㎡、以下「本件土地」という。)について

(ア) 土地の取得経緯

平成11年3月19日 I G E S の研究施設の建設用地として、公社が三井不動産株式会社から購入し、同用地について、将来、県有地と交換する旨の協定を県・公社間で締結

平成17年2月1日 県有地との交換ではなく、公社から同用地を購入する旨の協定を県・公社間で締結

平成17年2月15日 県・公社間で土地売買仮契約を締結

平成17年3月18日 「不動産の取得について」神奈川県議会議決

平成17年3月31日 県が公社から同用地を取得

(イ) I G E S の土地の活用状況について

I G E S の研究施設の敷地として使用

(ウ) I G E S 誘致計画(平成8年9月)に記載されている「延床面積10,000㎡を充足するだけの用地を提供することが可能です」について、公社が取得した土地面積が20,974.49㎡になった理由

平成9年度にI G E S に提供する用地の取得について検討が行われ、既に湘南国際村に立地していた他の公共的施設の敷地が県の策定した湘南国際村基本計画のコンセプトに合わせてゆとりがあることを踏まえ、I G E S の研究施設の建設用地についても同程度のゆとりをもたせるために公社が当該用地(20,974.49㎡)を取得することとなった。

カ 支払日及び支出額について

平成30年度に公社に対して支出した賃料等は、以下のとおりであった。

支払日	支出額(円)
平成30年9月28日	114,411,462
平成31年3月29日	98,604,362

※ 土地については、県有地のため賃料等なし。

(4) 本件監査請求に対する見解について

ア 「本件研究機関誘致計画では、光熱水費等についての言及はない。また、県と本件研究機関の間でも、県と国との間でも、光熱水費等の補助に関する協定はない。したがって、光熱水費等8,645万5,000円の支出は、根拠がない、不当な支出である」との請求人の主張に対する見解について

前述のとおり、IGESに対して光熱水費等を補助する本補助金は、環境庁（当時）が提示したIGESを誘致する際の条件（光熱水費等を含む事業費の補助）に基づき交付しているものである。

IGESに対して光熱水費等を補助する本補助金は、平成30年度当初予算において「(公財) 地球環境戦略研究機関補助金」として予算措置した上で、補助金の交付等に関する規則に基づき、IGESから交付申請を受け、適正に交付決定をしたものであるから、請求人の根拠がないとの主張は、失当といわざるを得ない。

イ 「誘致計画では、建物と土地について、県は協力を惜しまないと言っている。具体的には、1万平米の床面積の建物の提供を意味している。そして現在、本件研究機関は、4,404平米の敷地に建つ7,408平米の延床面積を持つ建物を、使用している。そうであれば、1万平米の土地があれば、建物は非常にゆったりとした感じで、それで十分である。すなわち、2万974平米もの土地の無償貸与は異常で、1万974平米分は不当な貸与である。」との請求人の主張に対する見解について

前述のとおり、県は、公社所有に係る土地（2万974平米）及び建物（IGES本部）のうち、土地のみを取得したものであり、既に当該建物の敷地として全体が利用されていた本件土地を分割して無償貸与することはできないし、仮に、分割しても、残された土地は極めていびつな区画となってしまう、さらに、湘南国際村の様々な土地利用上の制約を鑑みれば、使用価値は著しく低いものとなる。

請求人は、このような背景事情を一顧だにせず、「1万平米の土地があれば、建物は非常にゆったりとした感じで、それで十分である」と決めつけているのであって、このような請求人の主張は的外れというほかはない。

第5 監査の結果

1 認定した事実

職員調査による環境計画課からの説明等を踏まえ、認定した事実は次のとおりである。

(1) IGESに対して支出した平成30年度の光熱水費等について

ア 補助金に係る制度の概要

IGESに対する光熱水費等については、平成30年度県一般会計予算における（款）環境費（項）環境管理費（目）環境計画費の「(公財) 地球環境戦略研究機関補助金」（以下「本件補助金」という。）として支出されている。なお、平成30年度の本件補助金は、管理業務費補助金と光熱水費補助金から構成されている。

本件補助金の交付の申請、決定等に関する事項その他補助金等に係る予算の執行に関する基本的な事項については、補助金交付規則で規定されており、その交付決定については同規則第4条の規定により「知事は、補助金等の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その内容

を調査し、補助金等を交付すべきものと認めたときは、すみやかに補助金等の交付の決定をするものとする」とされている。また、そのための支出負担行為については、神奈川県財務規則（昭和29年神奈川県規則第5号。以下「財務規則」という。）第18条の規定により、議会の議決又は承認を要するものその他特に重要又は異例と認められるものに関する支出負担行為及び同規則第2条で規定されている局長又は総務室長等が行う支出負担行為を除き、経理担当課長が専決するものとされ、支出命令については、財務規則第70条の規定により、同規則第2条で規定されている総務室長及び所長に委任されている支出命令を除き、経理担当課長に委任されている。

そして、交付決定し、概算払いされた補助金等については、補助金交付規則第12条の規定により「補助事業者等は、補助事業等が完了したときは、補助事業等の成果を記載した実績報告書に知事が別に定める書類を添えて知事に報告しなければならない」とされ、知事は、当該報告を受けた場合においては、同規則第13条の規定により「当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて行なう現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定する」とされている。

イ 本件補助金の支出に係る事務処理方法

平成30年度における本件補助金の交付申請については、IGESから、平成30年4月分から同年6月分は同年3月22日付けで、同年7月分から翌年3月分は平成30年6月20日付けでそれぞれ交付申請書が提出され、その申請金額は21,300,000円及び65,155,000円であった。また、交付決定及び支出については、平成30年4月分から同年6月分については同年4月2日付けで、同年7月分から翌年3月分については平成30年7月2日付けで申請額と同額がそれぞれ交付決定されるとともに、当該交付決定通知書に記載のとおり毎月概算払いされており、その支払日及び支出額は、「第4 監査の実施 3 監査対象箇所への調査 (2) IGESに対する平成30年度における光熱水費等の支出について オ 支払日及び支出額について」に記載のとおりである。

平成30年度における本件補助金の実績報告及び額の確定については、平成30年4月分から同年6月分は、同年4月2日付け「平成30年度公益財団法人地球環境戦略研究機関補助金交付決定通知書」に基づき、同年8月24日付けで「平成30年度公益財団法人地球環境戦略研究機関補助事業実績報告書」（以下「報告書」という。）が提出された。環境計画課は、報告書の提出を受け、本件補助金額（21,300,000円）並びにその内訳である管理業務費補助金（18,280,900円）及び光熱水費補助金（3,019,100円）がそれぞれ、報告書に添付されている「平成30年度神奈川県補助金精算資料(平成30年3ヶ月(4月～6月))」に記載の本件補助金に係る補助対象経費（22,646,497円）

並びにその内訳である補助対象管理業務費（19,567,281円）及び補助対象光熱水費（3,079,216円）を下回っており、また、同じく報告書に添付されている「収支計算書（損益ベース）（見込み）」に記載の本件補助金が含まれる平成30年4月分から6月分の決算見込み金額（183,785,000円）並びにその内訳である管理業務費補助金が含まれる委託費と施設管理費の合計金額（177,706,000円）及び光熱水費補助金が含まれる光熱水料費（6,079,000円）をも下回っていることを確認するなどの審査を行った後、平成30年9月13日付けで本件補助金額の確定を行い、その金額は交付決定額と同額の21,300,000円であった。

なお、平成30年7月分から翌年3月分の事業実績報告書については、平成30年7月2日付け「平成30年度公益財団法人地球環境戦略研究機関補助金交付決定通知書」によると、平成31年4月30日までに県に提出されることとなっている。

ウ 光熱水費等の支出根拠について

光熱水費等については、平成30年度県一般会計予算における（款）環境費（項）環境管理費（目）環境計画費として予算措置されているものである。そして、予算については、法第96条第1項の規定に基づき普通地方公共団体の議会が議決しなければならないとされており、平成30年度県一般会計予算については、平成30年3月23日付けで県議会（以下「議会」という。）において可決されている。

環境計画課は、IGESの県移転時の所管官庁であった環境庁（当時）又はIGESと県との間における、誘致の条件等が記載された合意文書等は、文書作成の事実も含めその存在を確認できなかったとしており、環境省及びIGESに対しても確認したところ同様にその存在を確認できなかったとしているが、本件補助金に係る平成30年度歳入歳出当初予算見積書資料（以下「本件予算見積書資料」という。）には、IGESへの光熱水費等に対する運営費補助について以下の内容が記載されている。（項目名等、本件予算見積書資料に記載された内容を整理して記載している箇所がある。）

○ I G E S 誘致の経緯及び支援の考え方について

平成9年4月 I G E S 誘致・設立（以下の条件に従い誘致）

環境庁（当時）が提示した誘致の条件（誘致自治体の責務）① 人的支援（職員の派遣）、② 事業費の2割補助、③ 研究施設の入居に対する支援

↓

厳しい財政状況を踏まえ、環境庁（当時）と協議し、内容を変更

平成10年度 研究施設賃料を全額県負担とするが事業費補助は1割に削減
平成13年度 事業費の拡大に伴い負担増となる事

業費補助に替え補助対象を明確化し、補助額を定率化

- ・ 事業費補助→対象事業の1 / 2 補助
- ・ 運営費補助→施設関連経費の10/10 補助

※ 厳しい財政状況に鑑み、調整率などにより削減

平成23年度 公益法人化に向け、事業費補助を4か年で段階的に削減し、運営費補助は定額化



平成24年度の公益財団法人移行を捉え、次のとおり県支援のあり方を見直した。

- 平成24年度
～平成26年度
- 1 県職員の派遣については、平成26年度をもって廃止
 - 2 施設管理経費を含む運営費補助は継続するが、事業費補助は段階的に削減、平成26年度に廃止
 - 3 研究施設賃料負担は継続



県が誘致した経緯を踏まえ、環境庁（当時）と県が合意した誘致自治体としての最低限の責務を果たしていく。

- 平成27年度以降
- 1 施設管理経費を含む運営費補助
 - 2 施設賃料等の全額負担

また、IGESを湘南国際村に立地するに当たって策定した「地球環境戦略研究機関の湘南国際村受入れに当たっての方針」（平成10年2月16日岡崎知事決裁）の決裁文書に添付された参考資料「説明資料 地球環境戦略研究機関について 平成9年11月10日 環境部環境政策課」（以下「IGES誘致方針説明資料」という。）には、以下の内容が記載されている。（項番等、IGES誘致方針説明資料に記載された内容を整理して記載している箇所がある。）

○ 受入れに伴う財政的負担について

● 戦略研究機関に対する今後の県の財政的支援は、以下の方針とする。

ア 戦略研究機関の総事業費の1割を、県は負担する。

イ 当面の入居施設及び恒久的入居施設について、戦略研究機関は賃借料を負担せず、県が賃借料を負担する。

※ 戦略研究機関の入居施設に関する賃借料の負担のあり方については、環境庁と調整中である。

※ 賃借料の負担関係を単純化し、また県の負担が過大となることを防ぐため、戦略研究機関の事業・運営に対する県の財政的支援は、（誘致段階で1割～2割の範囲で要請があったが（環境庁は2割との理解）1割とし、一方、入居施設の賃借料については、（有償だが抑制したいという国の意向に対し）無償とし、県が賃借料を負担する方向で、戦略研究機関、環境庁と協議を進める。

※ 県の財政負担は、戦略研究機関の総事業費が最終的に50億円になった場合を想定した試算で、1割負

担分として5億円、賃借料負担分として、約5億円、合計約10億円と試算される。(建設費用を、建設事務費、造成工事費など込みで、500千円/㎡として、試算)

※「戦略研究機関」は、地球環境戦略研究機関(現IGES)を指している。

エ 平成27年度から平成30年度までの本件補助金の予算額、決算額、補助対象経費について

平成27年度から30年度までの本件補助金の予算額、決算額、補助対象経費については、以下のとおりである。

(単位 千円)

	補助金				補助対象経費		
	予算額			決算額	実績額		
	光熱水費等	事業費	計(a)		光熱水費等	事業費	計(b)
平成27年度	86,455	0	86,455	86,455	90,986	0	90,986
平成28年度	86,455	0	86,455	86,455	88,713	0	88,713
平成29年度	86,455	0	86,455	86,455	86,655	0	86,655
平成30年度	86,455	0	86,455	86,455 ※1	86,874 ※2	0	86,874 ※2

※1 決算が確定していないため予算額を記載。

※2 補助金の額の確定を行っていないので、交付申請書の補助対象経費を記載。

(2) 県が公社に対して支出する建物・土地の平成30年度における賃料等について

平成30年度における公社に対する賃料等の支出について、支払日及び支出額は、「第4 監査の実施 3 監査対象箇所への調査 (3) 請求人がIGESに対する実質的補助金と主張する、県が公社に対して支出する建物・土地の平成30年度における賃料等について カ 支払日及び支出額について」に記載のとおりである。

また、土地については、「第4 監査の実施 3 監査対象箇所への調査 (3) 請求人がIGESに対する実質的補助金と主張する、県が公社に対して支出する建物・土地の平成30年度における賃料等について オ IGESが使用する土地(20,974.49㎡)について (ア) 土地の取得経緯」に記載のとおり、県は公社と平成17年2月15日付けで土地売買仮契約書を締結し、同年3月18日に「議会の議決に付すべき事件等に関する条例」(昭和39年神奈川県条例第74号)の規定に基づきIGESが使用する土地の買入れについて、議会で可決され、同年3月31日に県の所有になったところであり、県の公社に対する平成30年度の賃料等に係る支出には、土地に係るものは含まれていない。

なお、IGESが使用する県有地(普通財産)20,974.49㎡について環境計画課は、IGESへの支援の一環として研究施設を無償で提供するとしていることを理由として、平成17年4月1日から平成44年6月30日までの期間について「神奈川県県有財産規則」(昭和59年神奈川県規則第40号)第53条及び「普通財産の無償貸付け及び減額貸付けに関す

る取扱基準」(平成8年3月12日管第164号総務部長通知)第4条に基づき、平成17年3月30日に県総務局総務部長(当時)の承認を得て無償で貸付けている。

2 判断の理由

本件監査請求について、IGESに対する平成30年度の本件補助金の支出が違法又は不当な公金の支出に当たるか否か、また、県が公社に対して支払っている平成30年度の賃料等の支出が違法又は不当な公金の支出に当たるか否かを監査対象事項として特定し、上記の認定した事実を踏まえ、以下のとおり判断を行った。

(1) IGESに対する平成30年度の本件補助金の支出が違法又は不当な公金の支出に当たるか否か

「第5 監査の結果 1 認定した事実」に記載のとおり、環境計画課は、IGESの県移転時の所管官庁であった環境庁(当時)又はIGESと県との間における、誘致の条件等が記載された合意文書等は、文書作成の事実も含めその存在を確認できなかったとしており、環境省及びIGESに対しても確認したところ同様にその存在を確認できなかったとしているものの、本件予算見積書資料には、本件補助金支出の経緯について、IGESを誘致した平成9年当時、所管官庁である環境庁(当時)が提示した誘致の条件にIGESに対して事業費の2割を補助することが含まれていたこと、その後厳しい財政状況を踏まえ環境庁(当時)と協議し平成10年度に事業費の補助は1割に削減したこと、平成13年度に補助対象を明確化し、事業費補助は対象事業の1/2、運営費補助は施設関連経費の10/10の定率補助としたこと、平成23年度に事業費補助は4か年で段階的に削減するとともに運営費補助を定額化したこと、平成27年度以降は県が誘致した経緯を踏まえ環境庁(当時)と県が合意した誘致自治体としての最低限の責務を果たしていくとして運営費補助を行うこと等が記載されている。また、平成10年2月に知事決裁を受けたIGES誘致方針説明資料には、県の負担が過大になることを防ぐために県の負担をIGESの総事業費の1割とすること、県の財政負担は、IGESの総事業費が最終的に50億円になった場合を想定した試算で、総事業費の1割負担分として5億円となること等が記載されている。

光熱水費等を支出する本件補助金は、平成27年度以降、県がIGESを誘致した経緯を踏まえ、環境庁(当時)と県が合意した誘致自治体としての最低限の責務を果たしていくとして、毎年度県予算に計上されており、本件補助金を含む県一般会計予算は毎年度議会で可決されている。そして、その金額は「第5 監査の結果 1 認定した事実」に記載のとおり、各年度とも86,455,000円である。

また、予算の執行状況についてみると、「第5 監査の結果 1 認定した事実」に記載のとおり、平成27年度から平成29年度までの決算額はいずれも予算額と同額(86,455,000円)となっており、各年度とも補助対象経費の実績額を下回っている。そして、平成30年度についても、予算額と同額の86,455,000円が執行されており、このうち平成30年4

月分から同年 6 月分として交付決定された21,300,000円について環境計画課は、「第5 監査の結果 1 認定した事実」に記載のとおり、補助対象経費の実績額を下回っていることを確認した上で、補助金交付規則に基づき交付決定額と同額(21,300,000円)で額を確定している。なお、平成30年7月分から翌年3月分として交付決定された65,155,000円については、補助金交付規則に基づき今後額の確定が行われることになる。

このように本件補助金については、誘致自治体としての最低限の責務を果たしていくとして毎年度予算計上され、議会で可決された予算に基づき支出されており、IGES誘致方針説明資料においてIGESの総事業費が最終的に50億円になった場合を想定した試算で、総事業費の1割負担分として試算された5億円を各年度とも大きく下回っていることも踏まえると、IGESに対する平成30年度の本件補助金の支出は違法又は不当な公金の支出に当たるとはいえない。

(2) 県が公社に対して支払っている平成30年度の賃料等の支出が違法又は不当な公金の支出に当たるか否か

請求人は、違法又は不当な支出であることの理由について、IGES誘致計画では、10,000㎡の床面積の提供を意味しており、10,000㎡の土地があれば充分であることから、20,974㎡から10,000㎡を差し引いた残りの10,974㎡は不当な貸与であると主張するが、「第5 監査の結果 1 認定した事実」のとおり、IGESが使用する土地は県の所有であり、県の公社に対する平成30年度の賃料等に係る支出には、土地に係るものは含まれていないため、違法又は不当な公金の支出に当たらない。

3 結論

以上のことから、IGESに対する平成30年度の光熱水費等の支出は、違法又は不当な公金の支出に当たるとはいえず、また、県が公社に対して支払う平成30年度の賃料等の支出は、違法又は不当な公金の支出に当たらないことから、本件監査請求については理由がない。

4 意見

本件監査請求におけるIGESに対する平成30年度の本件補助金の支出については、法第242条第1項に規定されている「違法又は不当な公金の支出」には当たるとはいえないとしたところであるが、「第5 監査の結果 1 認定した事実」に記載のとおり、環境計画課は、IGESの県移転時の所管官庁であった環境庁(当時)又はIGESと県との間における、誘致の条件等が記載された合意文書等は、文書作成の事実も含めその存在を確認できなかつたとしており、環境省及びIGESに対しても確認したところ同様にその存在を確認できなかつたとしている。

しかしながら、県のIGESに対する援助が長期かつ多額であることに鑑みると、本来、環境庁(当時)又はIGESと県との協議において決定した内容等を合意文書で残すなど、誘致の条件等や補助金支出等の根拠が分かる文書を適切に作成、管理することが望まれるところである。

したがって、本件のように長期にわたり多額の援助を伴う事業を行う場合には、関係機関との協議において決定した内容等を合意文書で残すなど、援助の条件や根拠等が分かる文書の作成、管理を適切に行うことにより事業の公正性、透明性の確保に努め、県としての説明責任を適切に果たす必要がある。

神奈川県監査委員公表第2号

監査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第1項の規定に基づき、請求人から提出された住民監査請求について、同条第4項の規定に基づき監査した結果を次のとおり請求人に通知したので、これを公表する。

令和元年7月2日

神奈川県監査委員 村上英嗣
同 太田眞晴
同 吉川知恵子
同 桐生秀昭
同 松崎淳

監第1042号

平成31年4月19日

(請求人)

(略) 様

神奈川県監査委員 村上英嗣
同 太田眞晴
同 吉川知恵子
同 国吉一夫
同 高橋稔

住民監査請求に基づく監査の結果について(通知)

平成31年2月21日に受理した同月20日付け住民監査請求(以下「本件監査請求」という。)について、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条第4項の規定に基づき、監査を行ったので、その結果を次のとおり通知する。

第1 請求に対する判断

請求を棄却する。

第2 請求の内容

1 請求人から平成31年2月20日付けで提出された請求書の内容

(内容は原文「請求の要旨」「理由の概要」及び「理由の詳細」のまま。ただし、項目番号の一部付け替え等を行った。)

(1) 請求の要旨

神奈川県は平成30年7月4日、厚木市へ補助金額32,401,000円の交付を決定した。これは、平成30年度地域密着型サービス等整備助成事業費補助金である。しかし、同決定は、次の通りである。

ア 厚木市による事業者・社会福祉法人藤雪会(以下、藤雪会)選定は不当である。

イ 厚木市による補助金の申請は不当である。

県補助金支出は、県に損害を与える。従って、県に対し、

同決定の監査を求める。以下、理由を述べる。

(2) 理由の概要

ア 厚木市は藤雪会に厚木市地域密着型特別養護老人ホームの事業者としての決定を与えたが、藤雪会は県有地を県の了解もなく事業地として申請。厚木市はこれを承知の上認めた。

イ 厚木市は、募集要領で「決定後の事業地の変更も認めない、書類の再提出も認めない」としていたにもかかわらず、書類を再提出させ、事業地の変更を認めた。(部長レベルで県に対し藤雪会に県有地への譲渡を交渉した)

ウ ア～イで明らかな通り、厚木市は自ら作った要領に沿った決定を行っていない。事業者決定自体が不当であり、当該事業に補助金が支出されるのは不当である。

エ 厚木市長名で県に通知等が出されているが、全てが部長レベルの決裁(C決裁)であり、市長の目には触れていない。

オ 補助金の請求根拠が曖昧である。

(3) 理由の詳細

ア (1)請求の要旨アについて

(ア) 厚木市の平成30年度神奈川県地域医療介護総合確保基金(介護分)事業費補助金交付申請書(平成30年5月24日)は、1補助事業名 介護施設等整備事業(地域密着型サービス等整備補助金)とある。同介護施設等整備事業の対象事業者は、社会福祉法人藤雪会である。

厚木市は平成30年2月28日、藤雪会理事長又木京子氏に対して厚木市地域密着型特別養護老人ホーム整備予定地の変更決定を行った。これは、平成28年8月31日に厚木市が行った、厚木市地域密着型特別養護老人ホーム整備事業者決定に基づいている。藤雪会が事業者として決定を受けている。

上記、事業者決定通知(平成28年8月31日付)には、付帯条件として「(2)建設予定地の土地所有者である神奈川県から権利の移転を受けること」とあり、整備予定地は「厚木市水引二丁目92番ほか」、開設年度は「平成29年度」となっている。

しかし、藤雪会は神奈川県より、上記整備予定地を取得できなかったばかりか、開設年度の平成29年度に開設することもできなかった。

平成28年度厚木市地域密着型特別養護老人ホーム整備事業者募集要領(以下、募集要領とする)、「7 応募の手続き (3)留意事項 キ」には、「運営予定事業者として、決定を受けた後は、原則、開設場所、事業開始予定時期、入居定員、入居時の要件及び運営予定事業者に係る変更(事業譲渡)はできませんので、予めご了承ください」とある。藤雪会は事業者として決定を受けた後に整備予定地の取得ができないことが明らかとなった。

藤雪会・理事長又木氏は、事業者と決定した後、神奈川県財産経営課を訪れている。

その後、厚木市は神奈川県に対し、藤雪会に事業予定地を譲渡するよう依頼し、神奈川県からの厚木市に対する同土地の取得意思の有無の照会について、市他の部局等に問い合わせることなく、取得の意思がない旨回答している。

当該事実は全て、厚木市の福祉部長(A)、財務部長(B)が主となり部長レベルで話が進められている。

(イ) 藤雪会が事業予定地を取得できなかったにもかかわらず、厚木市は藤雪会の事業者決定を取り消さなかった。

その後、藤雪会から平成30年2月5日、厚木市に対して、事業地を「厚木市東町(地番略)」に変更し、当該建物に保育施設が併設されることが計画された書類が提出され、その書類に基づき、2月9日、選考委員会が開催された。

しかし、「応募要領 7 応募の手続き (3)留意事項 オ」には「提出された書類の受付期間経過後の差し替え及び再提出はできません。」とあるにも関わらず、厚木市は藤雪会より提出された書類を受理し、選考委員会を開催している。

従って、「平成28年度厚木市地域密着型特別養護老人ホーム整備事業者募集要領7(3)オ、キ」に違反して決定された事業者に対する当該補助金の支出は不当であり、神奈川県に損害を与える恐れがある。

イ (1)請求の要旨イについて

(ア) 厚木市作成、(別紙1)平成30年度地域密着型サービス等整備助成事業費補助金申請額算出内訳には、事業区分として「1 ②介護施設等の合築等、2 地域密着型サービス施設等の整備」とあるが、合算した総事業費は1,107,467,802円となっている。

しかし、申請時(平成30年5月24日)、工事施工業者は決定していないばかりか、厚木市が提出した申請書と平成30年9月10日にC社が入札した価格との整合性が取れていない。

また、平成30年9月11日付、藤雪会が厚木市に対して申請した、厚木市老人福祉施設等整備費補助金交付申請書に添付の申請額算出内訳書との整合性もなく、実際に工事にあたる業者が作成した見積りから算出されたものでない申請書が神奈川県に対して、算定の根拠として提出されており、当該請求は不当な請求である。

(イ) 厚木市から提出された平成30年度 地域密着型サービス等整備助成事業補助金申請額算出内訳には、実際には藤雪会が厚木市東町(地番略)に建設する建物内に設置される保育施設等の記載がなく、保育施設分も総事業費に含まれている。

保育事業は明らかに介護事業ではないことから、補助金申請対象施設にはあらず、同補助金の算定根拠として不当である。

2 請求人